

議案第88号

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務を占めるものは、この条例による改正後の沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。